公　告

福井県立美術館が令和３年４月２３日（金）から令和３年５月３０日（日）まで開催する「永遠のアイドル・麗子にあいたい！　教科書で見る巨匠たち　～ウッドワン美術館名品展～」広報委託業務について、次のとおり、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和３年３月１日

福井県立美術館長
山埜　浩嗣

１　委託業務

（１）名称

「永遠のアイドル・麗子にあいたい！　教科書で見る巨匠たち
～ウッドワン美術館名品展～」広報委託業務

（２）内容

「永遠のアイドル・麗子にあいたい！　教科書で見る巨匠たち　～ウッドワン美術館名品展～」の魅力を伝え観覧客増加促進を図るため、専門的な知識やネットワーク力を活かし効果的な広報展開を行う。

２　委託期間

契約締結の日から令和３年５月３０日（日）まで

３　応募要件

応募にあたっては、次の要件をすべて満たすことが必要である。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること

（２）福井県競争入札参加資格者名簿（物品等）に登載されている者であること

（３）プレゼンテーションの日において福井県の指名停止措置を受けていない者であること

（４）福井県内に事業所を有していること

（５）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4　応募要領および仕様書の交付

「永遠のアイドル・麗子にあいたい！　教科書で見る巨匠たち　～ウッドワン美術館名品展～」にかかる広報委託業務に関する応募要領（以下「応募要領」という。）および広報委託業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）については、次のとおり交付する。

（１）交付期間

令和３年３月１日（月）から令和３年３月８日（月）まで

（２）交付時間

午前９時から午後５時まで

（３）交付場所

〒９１０－００１７　福井市文京３丁目１６－１

福井県立美術館　１階　利用サービス室

なお、福井県立美術館ホームページからもダウンロードすることができる。

(URL) http://info.pref.fukui.jp/bunka/bijutukan/bunka1.html

5　関係書類の提出

（１）提出期限

応募要領に記載する関係書類の提出期限は次のとおりである。

ア　令和３年３月８日（月）午後５時まで

①　（別紙１）「応募に関する質問票」

②　（様式１）「参加表明書」

③　（様式２）「法人概要書」

イ　令和３年３月１５日（月）午後５時まで

①　（様式３）「過去３年間（平成３０年度～令和２年度）の広報実績」

②　（様式４）「企画提案書」

③　（様式５）「実施体制」

④　（様式６）「経費見積書」

（２）提出先

〒９１０－００１７　福井市文京３丁目１６－１

福井県立美術館　１階　利用サービス室

6　委託先候補者の決定方法

委託先候補者は、審査委員会において、応募者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査基準に基づき決定する。

なお、プレゼンテーションは、令和３年３月１６日（火）に実施する。

7　審査結果の通知

審査委員会による審査結果については、別途、応募者に対して通知する。

8　その他

（１）提出された書類は返却しない。

（２）この応募に要する経費については、応募者の負担とする。

（３）提出した書類の内容に虚偽の記載がある場合は失格とする。

（４）この公告に揚げるもののほか、必要となる事項は、応募要領によるものとする。